

## 中小企業憲章を東アジア諸国に展開する



渡 辺 俊 三  
(名城大学経済学部教授)

私が勤務する名城大学は、地域産業集積研究所を組織し、独自の研究・教育活動を行うと同時に、愛知中小企業家同友会と教育面・研究面で相互の協力関係を築いている。他方、愛知中小企業家同友会は、愛知県中小企業研究財団という独自の研究組織を設置している。さらに愛知中小企業家同友会は、2012年に設立50周年を迎えるが、設立50周年を記念して、さまざまな行事が企画されている。その中に、2020年を見据えた中小企業の長期戦略の作成があり、この戦略作成を愛知県中小企業研究財団が担当することになり、地域産業集積研究所も戦略作成に協力することになった。

長期戦略の内容は、(1) 中小企業憲章の東アジアでの展開、(2) 東アジアでのビジネス連携、(3) 10年後の愛知県経済、というものである。東アジアをどの範囲まで含めるかについては、さしあたりはASEAN+3(日韓中)を考えている。これら3つのテーマのうち、本稿では、第1の中小企業憲章を東アジアに展開することの意義について述べてみたい。第1のテーマは、東アジア諸国の中小企業者ないしは中小企業団体との連携を深め、草の根レベルで中小企業憲章を拡大させようとの試みである。そしてこのような発想が生まれてきたのは、製造業の東アジア全域にまたがる分業の形成と、中小企業憲章の閣議決定後の状況を反映しているからにはほかならない。

東アジア全域にまたがる分業の形成とは、1990年代以降の日本のグローバル化が東アジアを中心にして進行していることを示す表現である。たとえば日本の製造業における中小企業は、1990年代以降、中国をはじめとして東南アジア諸国に活発に海外投資を行ってきた。国内生産と海外生産のすみわけ、いかえれば企業内国際分業を図っているわけである。何を国内生産に残し、何を海外生産に回すのか、また海外生産をするのであればどの地域が望ましいのかという、企業の選択の問題である。また海外直接投資をしない中小企業にとっても、海外からの商品の輸入増大によって、日本国内の商品の価格が東アジア地域で生産された価格に左右されるという影響がある。低価格品の輸入によって利益を享受する企業にとっては、問題は深刻ではない。輸入商品と競合する商品を生産する企業にとって、事態は深刻である。なぜならば価格そのものが東アジアの水準で取引され

るからである。こうした企業が最も深刻な課題を抱えていると考える。

東アジア全域にまたがる分業の形成が中小企業憲章の推進とどのように結びつくのかは次の論点である。そのさい2つの視角が必要である。第1は、企業内国際分業の帰結としての競争条件の整備という視点であり、第2は、東アジア共同体の形成の視点である。

第1の競争条件の整備とは、次のとおりである。企業間の競争は、価格競争と非価格競争の場面において行われる。東アジア全域にまたがる分業が形成される中で、価格競争を徹底すれば、低賃金労働力の追求か、生産性の向上による製品1単位当たりの生産コストの削減の追求のどちらかになる。また非価格競争を徹底すれば、高品質製品の追求になる。あるいは新規事業の開拓による新分野への進出もある。おそらくどの企業もこれらの組み合わせによって、事業活動をしているはずである。日本の企業の競争力は、高品質製品を、低価格で供給することにある。高品質であるがゆえに、高価格で販売できるのであれば、企業にとってこれほど楽なことはない。ブランドが確立した商品、あるいは供給独占が行われている商品であれば、それも可能であろうが、こうした商品がそれほど多いとは思えない。競争は避けられないので、避けられない競争であるならば、公正な競争が行われる必要がある。公正な競争が行われる保証の一つとして、中小企業憲章の存在があるのではないか。もちろん中小企業憲章の理念は、“Think Small First”（小企業を最初に考える）であるので、公正な競争の保証だけに押しとどめて、憲章を理解するのは間違っているが、憲章の内容を具現化するなかに、公正な競争も存在することは紛れもない事実である。

第2の東アジア共同体の形成の視点とは次の意味である。将来、東アジア共同体が形成されるかどうかは不明である。しかし2国間あるいは3カ国間の自由貿易協定の締結が進んでいることは事実である。こうした場合、EUで見られたように経済統合が進めば、将来的に市場条件あるいは中小企業政策の統一的な整備が必要になるのは間違いない。現在、我々は中小企業憲章として、欧州連合の欧州中小企業憲章とそれを発展させた欧州小企業議定書、日本政府の中小企業憲章、さらに中小企業家同友会全国協議会の中小企業憲章の3種類を知っている。いずれの中小企業憲章が東アジア諸国の中で受け入れられるのかは、今後の成り行き次第だが、経済統合が進む中で、共通の中小企業政策が必要になることは間違いないだろう。その際、中小企業憲章の精神が生かされる必要がある。その精神とは、“Think Small First”であり、この精神の実現を東アジア諸国において求めようとしているのである。

以上のように、東アジア全域にまたがる分業が形成される中で、草の根レベルで中小企業憲章の国際的展開をはかり、各国の企業間の競争が保証される条件をつくらうとしているのである。東アジア諸国の将来を見据えた、いかにも中小企業家同友会らしい気宇壮大な長期戦略である。戦略が単なる願望にとどまらず、実現することを願いたいと思っている。